

## 税制調査会（第9回総会）議事録

日 時：平成29年1月27日（金）14時30分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

### ○中里会長

それでは、時間ですので、第9回税制調査会を開会します。

今年最初の会合ですので、どうかよろしく申し上げます。

まず、今日の会議の流れについて、簡単に御説明します。

今日は、昨年の末にまとめられました平成29年度税制改正の内容について、事務局に御説明していただきます。

その次に、今後の税制調査会の進め方に関し、前回、私から提案させていただきました海外調査について、委員の皆様にご相談をしたいというように思います。

以上の二つが今日のテーマです。

なお、この度、政府一丸となって取り組んでいる働き方改革の一環として、この政府税制調査会においても、資料のペーパーレス化をさせていただきたいと思っております。

具体的には、今回の審議事項に関する資料については、紙媒体での配付に代え、皆様の机の上に御用意していますタブレット型端末のデスクトップ上にファイルを格納しています。操作方法は、通常のWindows搭載パソコンと同じですので、適宜操作をお願いします。不具合などありましたら、大変恐れ入りますが、議事進行中でも結構ですので、お近くの事務局の職員にお知らせいただければと思います。

また、傍聴に来られた記者の皆様につきましては、ノートパソコンやタブレット等により、内閣府のウェブサイト上の資料を御覧いただくという形にさせていただいています。この点、本日が最初ですので不慣れな点もあるかと思いますが、皆様の御理解と御協力をお願いします。

それでは、申し訳ありませんが、ここでカメラの皆様は御退室をお願いします。

（カメラ退室）

### ○中里会長

なお、本日御欠席の神津特別委員から意見書が提出されており、他の資料と同様に皆様のデスクトップ上に置いていますので、適宜御参照ください。

それでは、本日の議題に入りたいと思っております。

まず、平成29年度税制改正の概要について、財務省と総務省からそれぞれ御説明していただきたいと思っております。

それでは、財務省主税局、吉野調査課長、よろしく申し上げます。

### ○吉野主税局調査課長

御説明申し上げます。ペーパーレス化という初めての試みですので不具合があるかもしれませんが、よろしく申し上げます。

それでは、説明資料、総9-1の平成29年度税制改正等について、御説明を進めたいと思います。

2ページ目にあるとおり「平成29年度 税制改正の主な項目」ということで、主な柱を書かせていただいています。緑の四角の中を見ていただくと分かりますとおり、配偶者控除・配偶者特別控除の見直し、経済の好循環を促す観点からの研究開発税制及び所得拡大促進税制の見直しや中小企業向け設備投資促進税制の拡充等、酒類間の税負担の公平性を確保する観点からの酒税改革、政府税調でも御議論していただきました国際的な租税回避への対応ということで、外国子会社合算税制等について、比較的多岐にわたる改正項目について取り組んだ税制改正になっています。それでは、改正項目を個別に御説明していきます。

3ページ目です。経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革ということで、趣旨をそこに書いています。

一億総活躍社会を実現するためには、働き方改革を進めることが重要であり、多様な働き方が可能となるよう、社会の発想や制度を大きく転換することが求められていたということです。

この中でも、特に下線部にあるとおり、就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革の第一弾として、所得税・個人住民税の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行うということです。

その背景となった状況について、点線の丸い四角書きですが、就業調整問題を解消するということです。働きたい人が就業時間を調整することを意識せず、働くことができる環境を整備。実際、最低賃金が引き上げられていく中でも、人手不足を解消し、日本経済の成長に寄与するということが迫られていましたので、※印にあるとおり、103万円以内にパート収入を抑える傾向、いわゆる「103万円の壁」、税制面では「103万円の壁」を解消していましたが、最後にあるとおり、企業の配偶者手当の支給基準への援用や、心理的な壁として作用しているのではないかという御指摘は昨年11月の政府税調の取りまとめの中でも書いていただいた内容です。

これらを背景として、改正の内容が二重線の四角の中にあります。配偶者控除等における配偶者の収入の上限を103万円から150万円に引き上げます。安倍内閣が目指す最低賃金1,000円で1日6時間、週5日48週働きますと144万円程度という数字がありますが、それを超える水準まで制限を引き上げるということです。それと同時に、担税力調整の必要性や所得再分配機能の回復の観点から、納税者本人に所得制限を設定させていただいています。給与収入1,120万円から遡減しまして1,220万円で消失ということで、国・地方を通じた税収中立を確保しているところです。

4ページ目です。これらの改正に至るまでの経緯や、これからの重要なことが書いています。※印のところですが、この政府税調でも皆様に御議論していただいたとおりですが、配偶者控除は、一定の収入以下の扶養親族を有する場合における納税者の

担税力の減殺を調整する仕組みの一つでした。諸外国と比較しても、配偶者の存在を考慮した仕組みを設けていない国は非常に少ないということでした。また、扶養義務との関係でも配偶者控除を廃止することは困難ということがありました。他方、全ての夫婦世帯を対象とする新たな控除の創設も議論していただきましたが、与党の議論も踏まえ、それでは高所得者の夫婦世帯にまで配慮を行うこととなり、非常に多額の財源が必要という指摘もありました。このような中での今回の改正です。

個人所得課税改革の第一弾として、もしくは働き方改革のある意味で先鞭をつけてきて配偶者控除等の見直しを行うわけですが、これから重要なことが2番目の※印でして、就業調整を意識しなくて済む仕組みの構築は、税制だけで達成できるものではなく、社会保障制度などの関連する制度・政策の取組みも重要であるとともに、特に、企業の配偶者手当制度等の見直しを行うことが求められるということで、政府一丸となってこれらに取り組んでいくということが重要かと考えています。

丸い四角が次にあります。与党の税制改正大綱に書いていただきました内容をあえてここに付記させていただいています。政府税調の取りまとめでも書いていただいた内容とほぼ同様の内容がここに記載されていますが、①所得再分配機能の回復の観点から基礎控除などの「人的控除」等の控除方式の見直しを行う。具体的には、ゼロ税率、税額控除、消失控除等のお話です。

②多様な働き方を踏まえた給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と基礎控除などの「人的控除」のあり方の見直しということで、これらも政府税調の取りまとめに記載いただいたとおりです。

③老後の生活に備えるための自助努力を支援する私的年金・金融所得等に係る税制の見直し。

この三点を今後とも議論を続けるという形で与党の大綱に方向性を明記していただいたところ です。

以上が個人所得課税改革です。

5 ページに参ります。

法人税等、いわゆる主にはデフレ脱却・経済再生に向けた税制措置の内容です。平成29年度税制改正で、一番大きく見直しを行うものは、一番最初にあります競争力強化のための研究開発税制の見直しです。

研究開発投資に係る政府の目標は、閣議決定上、GDP比の4%を目標としています。政府の研究開発投資が約GDP比1%ということですので、残りの3%を民間の研究開発投資で増加させなければならないという環境にあります。それについて、様々な試算がありましたが、毎年4.8%程度の研究開発投資の伸びが必要という環境にありました。その中で、研究開発投資の増加インセンティブを強化するなどの抜本的な見直しを行っています。

①ですが、グラフにあるとおり、左側、総額型と増加型がありましたが、総額型につ

いての平均的な税額控除率が8.5%と下線部が引いています。先ほど申し上げましたとおり、民間の研究開発投資が年間4.8%の増額が望まれるところで、右のグラフに赤丸が打っていますとおり、4.8%を超える5%の増加率をターゲットにして、平均税額控除率8.5%を超える9%の税額控除を確保していただけるような制度をまず仕組み、それ以下、それ以上でより高いインセンティブが効くような仕組みに抜本的に見直しています。

②ですが、IoT、ビッグデータ、人工知能等を活用した「第4次産業革命」による新たなビジネス開発を後押しするという観点から、「第4次産業革命型」のサービス開発も研究開発投資税制の対象にしています。

③のオープンイノベーション型の利用促進を図るためということで、大学、試験研究機関等と研究開発をする場合の税制で、対象品目等の要件がありますが、制度の使い勝手を大幅に改善しています。

下段です。賃上げを促すための所得拡大促進税制の見直しということで、安倍政権になってから始まりました、いわゆる賃上げ税制ですが、今回、大企業については、2%以上の賃上げを行う企業に支援を重点化した上で、前年度からの給与支給総額の増加額の支援を拡充しています。また、現行制度と合わせて10%から12%に税額控除率を引き上げています。

中小企業については現行制度を維持しつつ、2%以上の賃上げを行う企業については、給与支給総額の増加額への支援を大幅に拡充し、現行10%であったものを22%ということで税額控除率を引き上げています。

この制度については、あと一年の租税特別措置です。あと一年、もう一声、賃上げに民間企業に頑張ってもらいたいという思いから、このような改正になったと考えています。

6 ページに参ります。

引き続きデフレ脱却・経済再生に向けた税制措置ですが、コーポレートガバナンス改革・事業再編の環境整備ということでいくつか書いていますが、一番上、株主総会の開催日を柔軟に設定できるよう、法人税の申告期限を事業年度終了後から最大6カ月後まで延長可能としています。

経営者の中長期インセンティブを確保するために、役員給与の損金算入対象を拡大しています。代表例として株価連動給与等を書かせていただいています。

三番目、スピンオフ税制ということで、事業再編を可能とするために、上場企業内の事業部門の分社化等の際の組織再編税制を整備し、譲渡損益の課税の繰延べを改めて措置しているところです。

次は、積立NISAということで、家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進するための「積立NISA」を既存のNISAとは選択適用ということで、年間投資上限額40万円、非課税期間20年で措置しています。

7 ページです。

ローカルアベノミクスの推進ということで、中堅・中小企業の支援、地方創生の推進ということです。まずは、地域中核企業向け設備投資促進税制の創設ということで、事業者の策定した地域中核企業計画を都道府県が認定して、国が確認する形で課税の特例を受けられるという制度です。地域の中核企業が、地域経済に波及効果のある高い先進性を有する事業を行う場合に、主に機械・装置や器具・備品について、特別償却や税額控除を受けることができるという制度です。

二番目は、中小企業向け設備投資促進税制の拡充です。中小サービス事業者が行う設備投資のうち、特に冷蔵陳列棚等ですが、生産性向上に資するものについて、中小企業向け投資促進税制の対象に追加をしています。具体的な中身としては、即時償却または7～10%の税額控除です。

三番目は、中小企業向けの租税特別措置の適用要件の見直しということで、これは中小企業向けの租税特別措置の横断的な見直しになっています。財政基盤の弱い中小企業を支援するという中小企業向け租税特別措置の趣旨を踏まえ、もしくは徹底するという観点から、適用要件として、現在、大企業も課税所得が平均過去3年間で15億円という統計があります。この大企業の水準である課税所得が15億円を超えるような企業に中小企業向け租税特別措置を適用する必要はないであろうということで、適用要件として、課税所得を15億円以下に絞り込むという見直しを行っています。

最後ですが、事業承継税制の見直し、災害時における雇用確保要件の緩和を行っています。

8 ページです。

地方創生の推進の観点からの改正項目です。地方拠点強化税制の拡充ということで、本社機能移転等に係る設備投資促進税制、雇用促進税制等ですが、無期フルタイム、新規雇用をしていただいた場合などに税額控除の上増しなど支援を拡充しています。また、地方創生の推進ということで、到着時免税店の導入です。具体的には、成田空港等の到着エリアでの免税店の導入を可能とし、そこでのお買い物について携帯品免税制度の対象に追加するという改正内容です。

引き続き、酒税改革です。類似する酒類間の税率格差が商品開発や販売数量に影響を与えているということがありましたので、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から、ビール系飲料や醸造酒類の税率格差の解消、ビールの定義拡大などに取り組みます。

今回の酒税改革は、真に魅力のある商品の開発への経営資源のシフトを促し、また、今、地ビールの第二の波が来ているということです。地方創生の牽引役となることを期待し、その辺りを支援する観点も込められています。更に、最終的には日本産酒類のブランド価値向上、日本産酒類産業の国際競争力の強化にもつながるものと考えています。

具体的な改革の中身について、はじめに、税率構造の見直しです。中ほどにグラフがっていますが、まずは、ビール系飲料についてです。ビール、発泡酒、新ジャンルの税率について、10年後の平成38年10月に350ミリリットル缶換算で54.25円に統一します。

次に、清酒、果実酒など醸造酒類について、平成35年10月に1キロリットル当たり10万円に統一します。いわゆるチューハイ等の税率については、平成38年10月に350ミリリットル換算で35円に引き上げます。この税率構造の見直しにより、ビールの税率は戦後最低の水準、国際的にも遜色のない水準になります。

また、今回の改革では、税率の段階的な見直しを予定しているところですが、その都度、経済状況を踏まえ、酒税の負担の変動が家計に与える影響等を勘案して検討を加え、必要があると認める時は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとしています。なお、今回の改革は、税収中立の改革となっています。

併せまして、下段になりますが、ビールの定義の拡大ということで、地域の特産品を用いた地ビールの開発を後押しする観点や外国産ビールの実態も踏まえ、ビールの定義の要件である麦芽比率が現在67%でありましたが、これを50%に引き下げます。また、オレンジピール等の法令で認められていない副原料を使うとビールと呼べないという現実がありましたが、この要件についても緩和する予定です。

酒税改革の最後ですが、地方創生に資する制度改正ということで、「酒蔵ツーリズム免税」と呼称していますが、製造場で外国人旅行者等向けに販売した酒類について免税制度を講ずることとしています。加えて、構造改革特区で焼酎等を少量製造する場合には製造免許が取得できないという現状がありましたが、その免許を取得するための最低製造数量要件を緩和する焼酎特区制度を設ける予定です。

10ページです。

ここは政府税調でも御議論していただきました国際課税の分野です。日本企業の健全な海外展開を支えつつ、租税回避に対して効果的に対応ということで、具体的には「外国子会社合算税制」につきまして、租税回避リスクを外国子会社の外形ではなく、個々の活動内容、所得の種類等により把握する仕組みへの見直しを予定しています。その際、ここでも議論していただきましたとおり、企業の事務負担にも配慮する改正内容になっているかと思えます。

四角書きの中にありますとおり、与党の税制改正大綱には、今後の国際課税に関わります税制改正の基本的方針を書き添えており、あえてここに追加的に付記しています。「BEPSプロジェクト」の合意事項の着実な実施を通じた国際協調の推進。二番目、「経済活動や価値創造の場と税が支払われるべき場所を一致させる」という「BEPSプロジェクト」の基本的考え方にに基づき、健全な海外展開を歪める誘因を除去。三番目、税に関する透明性の向上に向けた国際的な協調。この三点を明記していただき、今後とも政府税調の場でも御議論していただくとともに、改正を何年かかけて

取り組んでいくことになろうかと思えます。

その他の項目です。国外財産に対する相続税等の納税義務の範囲の見直しということで、駐在の外国人等の納税義務を緩和し、高度外国人材等の受入れを促進する改正になっています。今のところ、よく言われていたことは、高度な人材が日本に来た時に、そこで御両親が亡くなられたり御本人が亡くなられたりすると日本の相続税が課され大変であるという御議論がありましたので、そのようなものの要件を見直し、高度な人材に来ていただけるような改正の内容になっているところです。

次に、仮想通貨の消費税非課税化です。フィンテック等を活用した仮想通貨が支払の手段として法的に位置付けられたこと等を踏まえ、消費税の非課税化措置を行っています。

11ページです。

最後のページですが、車体課税の見直しということで、燃料性能がより優れた自動車の普及を促進する観点から、エコカー減税がありますが、その減税対象割合をガソリン車への配慮を含めて9割から8割に絞り込んでいます。併せて、二回目車検以降の免税についても対象を重点化して、免税対象を4割から3割、二回目免税については2割に絞り込むという改正を行っています。

災害関連税制の常設化ですが、これまで災害ごとに特別立法で手当てしてきた、いわゆる災害関連税制について、常設化を盛り込んでいます。

最後ですが、円滑・適正な納税環境の整備ということで、政府税調でも取りまとめたいただきましたとおり、国税犯則調査手続について、電磁的記録の証拠収集手続等に時代遅れの部分があるという御指摘がありましたので、刑事訴訟法並びでの改正等を含めました改正を盛り込む予定です。

以上が国税関係の見直し事項です。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、総務省自治税務局、稲岡企画課長、よろしく申し上げます。

#### ○稲岡自治税務局企画課長

お手元の「説明資料〔平成29年度税制改正等について（地方税）〕」、総9-2のファイルをお開きいただきたいと思います。

2ページですが、全体概要をまとめていますが、個人所得課税改革として所得税と同様の観点から、個人住民税の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行うということ。二点目が、車体課税として、自動車取得税のエコカー減税の見直し等です。三点目が固定資産税の関係ですが、地域の中小企業による設備投資の支援、いわゆるタワーマンションに係る課税の見直しです。四点目が、地方消費税については清算基準の見直しを行うこととしています。五点目ですが、県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲ということで、給与負担事務が道府県から指定都市へ移譲されることに伴う税

源移譲を行うというものです。

4 ページの6 は各種特例の関係、7 が災害に関する税制上の措置の常設化、8 がその他として、国税犯則取締法の見直しに対応した地方税犯則調査手続の見直しと航空機燃料譲与税の関係のものです。

以下、少し飛んでいただきまして、個人所得課税改革です。9 ページですが、個人住民税の人的控除については、御承知のとおり、所得税より若干低い水準となっています。配偶者控除については、所得税38万円に対し、個人住民税が33万円になっています。

今回の10ページですが、個人住民税における配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについては、基本的には所得税と同様の見直しということで、所得税の配偶者控除・配偶者特別控除の上限額が38万円ということですが、個人住民税については33万円ということで、要は配偶者特別控除の落ちていく階段が所得税については36万円という階段がありますが、個人住民税は33万円からそのようなところがないので、一段、階段が違うということで、個人住民税については、配偶者特別控除として33万円の控除を受けられる配偶者の給与収入が155万円のところまでになっているというところが若干違うということです。納税者本人の所得制限については同様の考え方です。

今回の改革は、全体として、国・地方を通じて税収中立で行うものですが、いわゆる配偶者控除の納税者本人の所得制限について、増収効果が10%比例税率の個人住民税よりも23%や33%といった税率のある所得税の方が大きいということで、結果として所得税が増収、個人住民税が減収ということになり、一番下に書いてありますように、平成31年度以降の個人住民税の減収額については全額国費で補填をすることとしているところです。

次のページからはしばらく省略をさせていただきます。

17ページから車体課税ですが、18ページをお願いします。

今回、自動車取得税のエコカー減税の見直し、自動車税、軽自動車税について、グリーン化特例の見直しというものを行っています。

加えて、19ページが与党の税制改正大綱ですが、一番下の段落を御覧いただきたいと思いますが、消費税10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減対策に万全を期す必要があり、様々な観点から、平成31年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずるということで、これは29年度改正そのものではありませんが、このようなことが車体課税を巡る宿題になっています。

20ページはエコカー減税の変遷ですが、21ページをお願いします。

エコカー減税対象率等の変遷ということで、黒のところ为非課税対象車、赤のところが減税対象車ということで、基準を設定して、それをクリアした場合に非課税や減税ということになるわけですが、技術革新等のメーカーの努力により、基準がそのま



まだと対象車が増えるということで、そうすると、税収は減少し、政策インセンティブ効果は薄れていくということですので、何年かに一度、基準の切上げ、要はハードルを上げるという作業が必要になるということです。

今回、具体的には22ページですが、自動車取得税のエコカー減税の見直し、このような形で、現行、おおむね9割程度の車が対象になっているものを、平成29年度は8割、平成30年度には7割ということで、平成30年度には2020年度基準を物差しにするという改正を行っています。

25ページですが、これは自動車税・軽自動車税のグリーン化特例ということで、新車購入の翌年度の保有課税である両税の負担を軽減するというものですが、これも燃費基準について、例えば自動車税については2015年度基準+20%達成から2020年度基準+10%達成を50%軽減にするという形で、それぞれ基準の切上げを行ったというものです。

27ページ、固定資産税の関係ですが、平成28年度税制改正において3年間の時限措置として機械・装置を対象に創設した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置では、中小企業者等を対象に、課税標準額を最初の3年間、価格の2分の1とすることとしていましたが、今般、一定の工具、器具・備品等についての同様の要望があり、残余の2年間に限り、限定をかけた上で措置を講ずるということです。なお、償却資産に係る固定資産税について、市町村の貴重な財源であり、このような特例措置に対する市町村の不安というものもあることから、与党の税制改正大綱では、そのような趣旨を踏まえて、償却資産に対する固定資産税の制度は堅持する旨が記載されています。

29ページですが、居住用超高層建築物、いわゆるタワーマンションに係る課税の見直しということで、現行というところに書いていますが、要は一棟税額を計算して床面積で按分するというものです。高層階、低層階ともに同じ面積であれば税額が同じということが現行の制度ですが、今般の見直しにより、階層別専有床面積補正率というもので補正をして、全体の税額は変わらないわけですが、高層階の住戸を若干高く、低層階の住戸を低くという形での按分方法の変更を行うというものです。

具体的な考え方ですが、30ページを見ていただきますと、1階を100とした場合に40階の負担が110となるような形での補正をかけるということです。そのため、真ん中の階辺りは変わらずに、40階ですと、上、下がそれぞれ5%の範囲で負担が上下するというものです。なお、これらについては、新たに取得されるものからの適用ですので、既存のものについて影響はないということです。

地方消費税の関係ですが、32ページを御覧いただきたいと思います。

地方消費税については、国が都道府県に代わって徴収をし、税務署等から都道府県に払込みがなされるわけですが、最終消費地に税収を帰属させるという観点から、消費に相当する額を各都道府県間で清算をするという行為を行っています。この清算の基準となる消費に相当する額、これを清算基準と呼んでいますが、この際に用いる消

費に相当する額については、要は小売やサービスの統計データの合算額が75%、人口が15%、従業者数が10%といった形で清算を行っていますが、33ページ、平成29年度改正において、小売年間販売額のデータ更新を行う必要がありますが、その際に、事業者の所在地で計上されていると考えられる通信・カタログ販売、インターネット販売を除外するという、人口ウエイトを2.5%ポイント引き上げて従業者数をその分引き下げて17.5%と7.5%に見直しをするということとしています。これらについては、平成27年度税制改正でも同様の見直しを行っています。

35ページですが、これは納税者の方には基本的には関係はないわけですが、上の方を見ていただきますと、義務教育の先生方の任命権は現在、指定都市については指定都市が有していますが、その給与負担は都道府県が行っているということになっていますが、これが指定都市に移譲されます。平成29年4月からということです。この際、負担が移譲されますので、個人住民税所得割の2%相当分を税源移譲するということが平成26年度の与党の税制改正大綱で決まっております、その関係の具体的な制度設計をしたのが今回の改正です。

指定都市に係る道府県民税がこれにより2%、指定都市分が8%ということになりますが、最初にお話ししましたとおり、トータル10%ですので、住民の方々の御負担には基本的に影響がないということです。

以下は省略をさせていただきます。

地方税関係は以上です。

#### ○中里会長

ありがとうございました。

それでは、ただ今の平成29年度税制改正に関して、事務局から御説明していただきましたが、何かこれについて御質問等がありましたら、御発言を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

それでは、諸富特別委員、お願いします。

#### ○諸富特別委員

国際課税の点ですが、今回の改正は、従来のエンティティアプローチと呼ばれるものからインカムアプローチと呼ばれるものに大きく転換する意味では、タックスヘイブン対策税制としては非常に大きな変更であると理解しています。特にトリガー税率が廃止されるということで、従来20%未満とされたわけですが、これがなくなること子会社立地国の税率が20%以上であっても、その受動的所得は課税されますし、逆に20%未満であっても能動的所得であれば、それは除くというような形で大きな変更であると考えています。そのため、課税強化の部分と課税がある種緩和されると言いますか、減じられる部分が出てくると思いますが、質問としては、この改革のトータルとしての税収への影響はどのようになるのかということがポイントの一つです。

このようなインカムアプローチに移行するという事は、所得区別、特に能動的所

得と受動的所得をしっかりと分けて、それぞれの子会社の所得を正確に各会社に捕捉していただいて、恐らくそれを申告するというプロセスになると思います。しかし、かなり正確に切り分けて捕捉できるかどうかというところに決定的にその改革が成功するかどうかは依存していると思ひ、疑い深く見ると、受動的所得を例えば能動的所得に付け替えて課税を免れるというようなことが、つまり、操作可能性がないのかどうかということですね。この辺りは各企業の会計制度がしっかりと構築され、それがしっかりと報告されるという制度的基盤の構築は非常に大事であると思ひますが、この辺りの実態がどのようになっているのかということをお説明していただければと思ひます。

#### ○中里会長

主税局緒方国際租税総合調整官、お願いします。

#### ○緒方主税局国際租税総合調整官

一点目、税収に与える影響ですが、基本的に新しくなる外国子会社合算税制は、租税回避防止措置というように位置付けられていますが、租税回避防止措置については、他の租税回避防止措置も同じですが、基本的にこれで防止されるものは、税を誘因にして人為的に仕組まれた取引などが対象になってくるわけですが、そのような性質のものであるがゆえに、正しくこれが働くとそのような取引は恐らく行われなくなります。普通の経済活動であれば、税があってもなくても活動が残りますので、税制を変えるとその部分で増収になったり減収になったりするわけですが、それとは違って人為的に租税回避のためだけに仕組まれていたようなものがなくなってしまうということになりますので、最終的には租税回避をしていた部分が違う形の取引に置き換わって、結果的に例えば日本の法人税収が増えたり、あるいは他の国の法人税収が増えたりということは起こる可能性もありますが、基本はそのような租税回避防止措置が適正に働けばその取引自体が行われなくなるという性質ですので、なかなか直接的な税収への影響が見込みにくい、事実上、計算できないと考えています。そのため、今回、これについて、どれだけ増減収が出るかということは、我々としてもなかなか数字としてお示しできないという形になっています。

二点目、操作可能性の御指摘がありました。これは正に御指摘のとおりで、あらゆる租税回避防止措置を仕組みますと、それを回避する誘因というものは生まれてきますので、どれだけ回避されやすいかということがその制度の成功の成否を担うということになるかと思ひます。今回の外国子会社合算税制で完璧ということは当然申し上げられませんので、ある程度、今後の制度の運用を見ながら、是々非々で必要な改正はしなければいけないと考えています。しかし、従来の制度に比べて、例えばペーパーカンパニーであれば確実に合算の対象にするなど、非常にある意味使いやすく操作しやすいようなところは切り出して合算対象にするということも行っていますので、比較的租税回避的なものについては、従来よりも捕捉しやすい形になっています。

ただし、一方で、租税回避を考えずに経済活動をしている方々になるべく負担をかけるということ、事務負担にも配慮していますので、この事務負担に配慮しているものと実際の操作可能性というものは実は表裏の関係ですので、この辺りのバランス、今後の運用状況を見ながら、必要があれば見直しをしていかなければいけないというように捉えています。

○中里会長

よろしいですか。

○諸富特別委員

はい。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、田中特別委員、お願いします。

○田中特別委員

今回の改正で中小企業の要望の強い事業承継について検討し、取り上げていただいたことについては大変ありがたいと思っています。しかし、基本的に評価の方法について見直していただき、事業承継が大幅に行いやすくなったのかと言えば必ずしもそのようなものではなく、取引相場のない株価についての評価が、類似業種が非常に上がっている、上場の株が上がっていることに引きずられているということ回避するために見直していただいたと思いますが、一部では、逆に評価が上がってしまう企業も多く出ていますので、抜本的な改正にはなっていないと思っています。よく我々としても、今回の改正についてどのような影響があったかということを検証して、引き続き抜本的に事業承継が行いやすい税制について御検討していただけるようお願いしていきたいと思っています。

○中里会長

それでは、土居委員、お願いします。

○土居委員

一点意見と一点質問です。

まず、意見から申し上げますと、資料9-1の配偶者控除・配偶者特別控除見直しというところで特に23ページに、確かに所得再分配機能の回復ということを考えると、配偶者控除の適用については所得制限をつけるということは重要なことだと思いますが、23ページの表のように非常に複雑になってしまっていて、実務的にもこれをしっかり運用するということになると、なかなか手間がかかります。つまり、配偶者の所得がいくらかということだけでなく、本人の所得によっても控除の額が変わります。これはどちらかというところ、所得控除という形で行うとこのような形にせざるを得ないということですので、これを税額控除にするともう少し簡単にできるということをもっと多くの国民の方々にも理解していただくきっかけになればいいなと思います。

質問ですが、資料9-2の総務省の資料ですが、今回の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによって、個人住民税の減収分については全額公費で補填するという事になったわけですが、その補填の仕方はどのような形でなさる御予定でしょうか。まだ決まっていないということなのか、それとも何らかの方向性があるということなのでしょうか。

一つ想像できることは、地方交付税で対応するという可能性も考えられると思います。ただし、その場合は、不交付団体には全く減収分の補填が行かないという可能性があると思いますので、そのような配慮はどのような形でなされるのかということをお伺いしたいと思います。

**○中里会長**

自治税務局池田市町村税課長、お願いします。

**○池田自治税務局市町村税課長**

今、土居委員からの御質問の個人住民税の減収額の国費での補填方法ですが、これは実際の減収が生じる年度は平成31年度以降ということになりますので、御指摘がありました不交付団体への影響など、よく分析しながら財政当局同士で協議していきたいということで、今、その具体的な補填方法が決まっているわけではありません。

**○中里会長**

よろしいですか。

**○土居委員**

はい。

**○中里会長**

それでは、佐藤委員、お願いします。

**○佐藤委員**

私も一点質問ですが、これは老後の生活に備える自助努力に関してです。今回、積立NISAの創設と、あともう一方では、個人型DCについても適用対象が広がったということで、ある意味、老後なのかどうかはともかく、老後の生活の備えにつながるような資産形成に対する支援は一方でできていて、他方、政府税調でも、北米やヨーロッパなど海外の動向を見ながら、勤労者が老後に向けて資産形成をしていく中において、どのような税制上の優遇措置を講じるべきか、例えば、EET型なのかTEE型なのかなどということを経らく議論しているのですが、この辺りの整合性を今後どのように保っていくのでしょうか。NISAはNISAで独自の進化を遂げていますし、多分個人型DCも個人型DCで独自の進化を遂げており、管轄が違うからというただそれだけの理由なのでしょうが、どこかの段階で整理していかないと、様々な非課税措置や優遇措置が乱立しているという状況にもなってしまいます。この辺り、我々としては、どのように頭の整理を今後していけば良いのかなということが質問です。

**○中里会長**

主税局小野税制第一課長、お願いします。

#### ○小野主税局税制第一課長

正に老後の生活につきましては、政府税調でも今後の課題の一つとして挙げられていますし、今後、専門的な検討を深めていくといったようなことで報告書に記されていると思いますので、今後、正にこの場で御検討していただくべきことであると考えています。

更に、昨年の与党の税制改正大綱の中にも、ほぼこの政府税調の報告をなぞるような形で、老後の生活に備えた自助努力を支援するための様々な措置について、働き方の違い等によって有利不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から、幅広い検討を行うとされていますので、与党でも今後検討が進められていくということです。

なお、NISA等の関係ですが、NISAについては、現状、あくまでも時限のついた租税特別措置ということで措置しています。したがって、このような抜本的な見直しを行う際には、NISA等も含めて見直しを行っていくということになると考えています。

#### ○中里会長

よろしいですか。

#### ○佐藤委員

分かりました。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、この平成29年度税制改正については、これでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、次の議題に入りたいと思います。これは海外調査関係の話ですが、資料もありますので、御覧ください。

冒頭に申し上げましたが、この政府税制調査会による海外調査について、皆様に御相談したいということです。「納税実務等を巡る近年の環境変化への対応に向けた海外調査について（案）」という1枚紙の資料を御用意しましたので、総9-3の資料を御覧ください。まず、私から御説明しますので、その後、皆様から御意見を頂戴できればと思います。

前回の総会を御欠席された委員もいらっしゃるのので、簡潔に御説明します。第3回の総会で上西特別委員から、納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について、今後、政府税調でも検討していくべきであるとの問題提起をしていただき、その後、委員の皆様からも御意見を頂きました。このような手続的な問題については、制度面と違い、政府税調における議論の蓄積が必ずしも十分ではないというところで、今後の議論を進めるに当たっては、参考となる諸外国の実例なども十分に勉強しておく必要があると考えられます。法制度の具体的執行状況に関することですので、その分、実態調

査が必要であるということです。

この点、前回の総会において出席された委員の皆様にご相談して御賛同は既に頂戴したところですが、今回の課題については、諸外国の制度までは、法律を読んだり、各国の議会や役所の説明資料等を読んだりすればある程度確認できるのですが、実際の運用におけるICT活用の実態や適正公平な課税の実現に向けた具体的取組みに加え、関連する租税制度以外の諸制度やその運用についても調べる必要があって、これらは実際問題として現地に行かないと分からない点多々あると思います。

つきましては、実際に現地へ赴いて当局へのヒアリング等を通じた調査を行いたいと考えているところです。具体的には、4月下旬から5月上旬にかけて行こうということで検討中ですが、アメリカ・カナダ、イギリス・フランス、スウェーデン・エストニア、そして、韓国といった国々を対象に調査を行いたいと考えています。

主な調査内容としては大きく二つのテーマがあり、お手元の資料の「4. 主な調査内容」にあるように、税務手続の電子化など、納税者の利便性の向上に係る諸制度とその運用状況と、情報収集のあり方など、適正公平な課税の実現に係る諸制度とその運用状況、この二つに関して各国でどのような制度が整備され、どのような執行上の取組みがなされているのかについて調査することを考えています。その後、海外調査の結果を御報告した上で、調査結果から見えてくる新たな論点なども踏まえながら、今後、じっくりと議論を深めていきたいと考えています。なお、派遣する委員については、事務局とも相談の上、決定させていただきたいと考えています。

それでは、この海外調査の件に関して、皆様から御意見があれば伺いたいと思います。このようなことを調べてほしいということも含めて御意見がありましたら、よろしく申し上げます。

佐藤委員、どうぞ。

#### ○佐藤委員

方向感や対象の国はこのような感じでよろしいかと思うのですが、二点ほどあります。

一つ目は、調査の内容です。今、税務情報の分析というものも先進的な様々な国では行っているのですが、クラスター分析などをして、どのような階層でコンプライアンスが高いかや、逆に低いかなどということも含めて、情報収集のあり方に関わることであると思いますが、情報についてどのような分析をしているのか、集まったデータを使って何を行っているのかということは、見る価値があるという気がします。

二つ目ですが、実はそれにも関わることで、恐らくこれは税務の話、もちろん法の執行の部分ですが、単なる事務の話よりシステムの問題であると思います。私もイギリスの制度などを調べているとほとんどシステムの話なのです。また、私は別件でレセプトの電子化の話やレセプトのチェックなどの会議に参加したことがあるのですが、その議論もほとんどシステムの問題なのです。そのため、その辺りの視点は私たち

も知見がないので、そのようなシステム系の人が誰かいないと本当にこれは分からないかなという気がしました。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

富山特別委員、どうぞ。

#### ○富山特別委員

佐藤委員の話と重複するのですが、最近の動向で言うと、いわゆるRegTechの問題です。規制をテクノロジーで管理するという話で、多分AIの活用などの話も必ず出てくる領域で、これは恐らく、どうしてもアメリカとイスラエルを中心に急速に技術が多く出てきています。これはイタチごっこの世界なのですが、悪いことをする人も最近ではテクノロジーを使うので、要するに毒をもって毒を制すというような闘いになる。その辺りが結構激しくなっていて、それこそ、国際課税強化という話になるとまた悪いことをする者が必ず技術を使ってくるので、そういった動向ももし捉まえられたら捉まえていただきたいということと、確かにこれは専門的になるので、できれば今どきのAI言語が話せる人が一緒に行っていただけると助かると思います。私も完全に分かっているわけではないので、そのような人に行っていただけると良いなと思います。

また、少し似た話で、それこそこれも近いのですけれども、ブロックチェーンなどが出てくると、いわゆるお金の流れというものが従来であれば銀行というかなり集権的なところに情報が集まっているので、誰がどこでどのようにお金を動かしたかということは、例えば銀行に協力してもらえば様々なことが分かります。しかし、ブロックチェーンは完全に不特定多数と不特定多数が何ら中央集権的なシステムを介さずに本人認証ができて取引が行われてしまうという仕組みになってしまうので、どこで何が起きているのかが分からなくなる世界なのです。そうすると、ある意味では税務的には捕捉しにくい世界が生まれてくるわけで、またこれは当然、先ほどの国際課税的に言うと、絶対悪用する者が喜んでしまうようなテクノロジーなので、恐らくアメリカの税務当局などは様々なことを考えて行おうとしているはずなので、その辺りをもし調べていただければと思います。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、林特別委員、お願いします。

#### ○林特別委員

税務のことは利用者を見て議論しなければいけないと思います。政府や地方公共団体、また国立大学も同じなのですが、システムを設計する時にはしばしば利用者を無視したシステムの作られ方が日本では見られると思います。システム作成時は業者を



選んで作ってもらうことになると思うのですが、海外ではシステム設計の業者をどのように選んでいるのか、また、業者を選んだ後でユーザーフレンドリーな税務を可能とするようなシステム設計にはどのような工夫がされているのか、もしくはされていないのかもしれませんが、そのようなところは気を付けて見ていただければなと思います。

これは違うところで勉強会に参加させていただいているのですが、政府内の統計システムを作る時、本当はこの統計とこの統計をつなげたら面白い分析ができるのに、それをつなげるための情報が抜けていたりすることがしばしばみられます。具体的には申し上げられないのですが、もう少しユーザーが最終的にこのように利用をしたい、先ほどの佐藤委員がおっしゃったような特定の分析をしたいという要望もあると思います。利用者が非常に使いやすいという点がシステム設計上重要だと思うのですが、海外では、そのようなユーザーの立場に立った視点を持って電子税務の手続をシステム化しているのかどうか。そのようなことを意識しているのであれば、どのような仕組みで業者を選び、業者を選んだ後でシステムを組み立てているのかという視点で調査していただくと、今後非常に納税者にとっても、税金を集める政府にとっても、役立つのではないかなと思います。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

次は、宮崎委員、お願いします。

#### ○宮崎委員

今、コンプライアンスや悪用の話が出たのですが、教育の中でこのような問題をこれまで教える仕組みが確立していなかったと思うのです。カリキュラム的に情報リテラシーなどの科目もできましたし、ICT全体というものは見っていますが、納税に関わる教育は小中高できちんと受けないうちに社会に出て、社会に出てからいきなり何かしなさいと。そのため、そのような教育がどのように行われているのか、単に教育プログラムの中にどのように組み込まれているとかカリキュラムがどうというのではなくて、現場がどのような形でこの問題を子供たちや若い世代に、概念やコンプライアンスなどを教えているのかということの是非、余裕があれば見てきていただきたいと思います。

#### ○中里会長

その点は私も大いに興味を持ってしまして、ありがとうございます。

それでは、土居委員、お願いします。

#### ○土居委員

三点ありまして、まず、先ほど会長もおっしゃったように、税制だけでなくその周辺の制度などもこの調査に関係するということですので、正にその点については非常に重要なことであると思いますので、そこの議論を今後、我が国でもできるような調

査をしてきていただきたいということでもあります。

その意味では、特に我が国における課題との関係で言うと、税務手続の電子化などで、税制やその周辺の制度、特に社会保障の制度ですが、それが各国でどのような形で所得の定義に収束しているのか、ないしは異なる定義を使っているのでしょうか、その情報が適切に収集できるような定義をしているのかということも電子化への対応と併せて調べていただけると良いのかなと思います。

二点目は、結局、納税手続だけを電子化しても、そのバックグラウンドが電子化、ICT化していないと実体が伴わないということであると思います。特に我が国の一つの課題は、物流がなかなかICT化していないということでもあります。もちろん、このICT化をどのようにするかという話は政府税調の範囲外のことでありますが、各国での調査において、特に付加価値税が導入されている国では、どのような形で商取引のICT化と納税のICT化が連動しているかということを確認していただくと、今後の我が国のためにもなるのかなと思います。

最後に、税務情報を分析に活用するという話は佐藤委員、林特別委員も御指摘のとおりなのですが、もう少し踏み込んで言うと、世界的に有名なものはピケティ教授の分析で、あれは税務情報を使っていたということでもあります。もちろんピケティ教授だけではなくて、カリフォルニア大学のサエズ教授はもうその分析をしているわけですが、納税者に対して、集めた情報をどのように納得が得られるよう説得していくかということ、やはりデータは単に徴税をするためだけに収集して、徴税が終わればその情報はもうお蔵入りということではなくて、その情報を活用して、もちろん個人情報もしっかりと保護するわけですが、それをより国民の税制に対する理解を深めるためのものに活用する。そのようなこともそれぞれの国では行っていて、ピケティ教授の研究が一番世界的には有名ですが、もう既にこれらの国々で収集された情報を使った分析が公になりました。

もちろん、日本の場合はアグリゲートされたデータでしかないわけですが、それをもう少し今後税務情報のICT化、つまり、デジタルデータで入手できたということであれば、より適切な方法で国民に公開するということもできるのであろうと思います。専門家の詳細な分析というものにそれを用いていただくということもできると思いますので、そのようなことを各国でどのような形で行っているかということを確認していただければ良いと思います。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

翁委員、どうぞ。

#### ○翁委員

私も二点申し上げたいのですが、電子政府のことでエストニアに行った時に感じたのですが、エストニアの電子納付率は98%とすごく高いのです。やはりそれを実現す

るためにITリテラシーをどのように国民に根づかせていくかという努力をかなり行っていて、公民館で様々なことを教えるなど、どのような草の根の取組みをしているかということ調べておく必要があるかなと思いました。

あと二つ目は、先ほどブロックチェーンのことについて富山特別委員から御指摘があったのですが、政府部門自体もブロックチェーンを使って、例えば不動産情報など、エストニアでもブロックチェーンを使って改ざんをチェックするというようなことを行うようになってきているのですが、過去からのデータの保存の仕方も含めて、そのような新しい動きについてもしっかりと把握しておく必要があると思うので、最初に佐藤委員がおっしゃいましたが、やはりITの関係での専門家の人の知見も非常に重要かなというように思います。

#### ○中里会長

エストニアなどはお勧めみたいですね。

#### ○翁委員

ただ、ブロックチェーンについてはかなり技術的なことが理解できないと難しいかなと思います。私も行きましたが、ITの専門家の人と一緒に行ってすごく分かったというところがありました。

#### ○中里会長

それでは、田中特別委員、お願いします。

#### ○田中特別委員

お話に出ているように、全体のシステムがどのようになっているのかということを中心に上から捉えていただきたいと思います。税金と社会保険料といった全体の話として捉えていただくことが大事かなと。日本は特に企業が関わっている部分はかなり大きいですね。それについて、海外との比較を是非行っていただきたいと思います。その納税・徴税コスト、コンプライアンスコスト、それぞれがどのように負担しているのか、どのようにかかっているのかについては、数値で捉えることは難しいかもしれませんが、やはりしっかりと捉えてそれを把握していただくようなものがあればいいかなと思います。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

宮永特別委員、お願いします。

#### ○宮永特別委員

今、田中特別委員がおっしゃられたことにも通ずるかと思うのですが、電子化などが進んでいる国はそれぞれあると思うのですが、例えば、我々も特殊な電子化など、最近様々なシステムを構築しています。IoTやAIが進めば進むほど、非常に難しい問題に直面し、種類などが馴染むものと非常にスケールメリットが出るものがあります。また、初めから電子化をベースに考えて設計した場合には非常にうまくいきますが、

もともとある制度が様々な形で込み入っているという複雑系になっているようなものもあります。税制の中でもそのような特殊なものについては、やはりなるべく費用対効果の面からあまり効果がなさそうなものは各国でどのように取り扱っているのか。そこを徐々に代替する新しい徴税方法や、別の税のシステムに置き換えながらシステムと合わせていっているのかなど、国民の均質性か、国民性なのか、エストニアの場合などに表れるように、言語圏の親和性などや、ある程度一定規模の社会の構成であったり、そのようなものがある特色があって、それでどのような範囲の電子化がなされて非常に効率がよくなっていることがあるのではないのでしょうか。

それから、別の国ではこのようなことが起こっています。つまり、各国の税制の非常に古く長い制度の基になっているものと新しい制度のものがあり、我々が非常に難しく、より安全なシステムなどを開発しようとする時には、全く違うベースを作って、そこから入って、それが完全に動き始めたら次に古いシステムを置き換えていくとするように、昔はもっと簡単に入れ替えることができたのですが、それが徐々に難しくなってきたので、そのようなことがどのように起こっているのかを可能であれば調べていただければありがたいなという感じがします。

#### ○中里会長

どうもありがとうございます。

高田委員、どうぞ。

#### ○高田委員

様々な論点があると思うのですが、日本にとっては、まずとりあえずは納税者番号のマイナンバーのところをどのように活用して、また、個人の方も含めてどのように広めるかというところがかなり重要ではないかなと思っています。どのような国で実際に用いられており、日本においてはどのような課題があるのかといったところが一番現実的な問題ではないかなと思っています。せっかくここで導入をしたといっても、まだまだ現実に持っている人自体もかなり限られているというところもあり、様々な活用の広がりというものもビジネスを含めてありますので、既にこの場でも随分議論したわけではありますが、もう一度、海外の事情ということを含めて日本への導入の促進という点でできればと思った次第です。

#### ○中里会長

高田委員、ありがとうございました。

上西特別委員、このプロジェクトの提唱者なのですが、いかがですか。

#### ○上西特別委員

どの国にも国と地方があり、税があります。社会保障は国全体で行うケースが多いかと思いますが、場合によってはそれぞれに社会保障があります。その点について、どのような情報を共有しているのかということに非常に興味があります。社会保障・税

一体改革を確実に日本で進めようとするれば、制度の仕組みだけではなく、それぞれの持っている情報の共有も当然必要となってきます。どのような連携が行われているのか、訪問先の国で確認をしていただきたいと思います。

○中里会長

沼尾委員、どうぞ。

○沼尾委員

できれば中央と地方というのでしょうか、例えば連邦と州などでも構わないのですが、それぞれのところでのデータの共有やシステムを同じものを使っているのか、別のものにしてしているのかなど、その辺りのところの情報共有をどのようにされているかということと、あと例えばローカルなところで税制を変えた場合に、その辺りのシステムの組み方などもどのように調整されているのかということを是非調べてきていただきたいなというように思いました。

○中里会長

沼尾委員、ありがとうございます。もちろん考えています。

他に何かありますか。その他、御要望等がありましたら、事務局にお寄せいただければ、それも含めて対応していきたいと思しますので、どうかよろしくお願いします。

それでは、今、皆様から頂戴しました様々な御意見、これも参考にしつつ、基本的には先ほど私が御説明したような形で海外調査を進めていきたいと思のですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、議事が終わりましたので、ここで終了したいと思います。

海外調査の結果の御報告については、事務局から改めて連絡させていただきます。

今後の議論のテーマや進め方については、本日、皆様から頂いた御意見を参考にしつつ検討していこうと思っております。

本日は以上です。本当にありがとうございました。